

第2806回例会記録

司会: 上田 稔 副SAA③

遠軽ロータリークラブ通常例会

日時: 2016年12月28日(水)12:30~

場所: ホテルサンシャイン 2F



人類に
奉仕する
ロータリー

2016-17 RIテーマ

- ★開会点鐘 : 黒坂 貴行 会長
- ★国歌 : -
- ★Rソング : 我等の生業
- ★四つのテスト : -

2016~2017 Weekly Report No.23

本日のプログラム
2017年 1月 5日(木) 18:00~

新年交礼会

次回のプログラム

2017年 1月12日(木) 12:30~

クラブフォーラム

上半期活動報告

黒坂貴行 会長 ターゲット: 地域のため、行動しよう!

会長報告 黒坂 貴行 会長①

今日は! 本日のプログラムは会員卓話で、私が担当致します。

以前に「クラブ規定審議会」を立ち上げましたが、未だにガバナー事務所から、細則変更に関する、手続要覧日本語版冊子が届いていません。

ガバナー事務所に確認したところ、年内は無理で、2月には届くのではとのことでしたが、昨日、国際ロータリー日本事務所から1月下旬以降から届けると連絡がありました。

最新の国際ロータリー細則とロータリークラブ定款、推奨ロータリークラブ細則をダウンロードしましたので、日本語版冊子が届くまでの準備をしていきたいと思えます。



幹事報告 遠藤 利秀 幹事②

1. ガバナー事務所より「2016年手続要覧印刷版(日本語)」の注文受付開始の案内。クラブには1冊無料配布。個人で購入希望の方は申込みを。1冊6ドルで1月下旬からの発送予定

2. ガバナー事務所より、年末年始休暇(12月28日~1月5日)のお知らせ

3. 1月のロータリーレートは1ドル=116円

4. 現在、病氣療養中の日野会員は2月から例会に復帰の予定です。

5. 本日例会終了後に理事会を開催します。



本日のプログラム 会員卓話

黒坂 貴行 会員①

“天皇陛下の生前退位”

私の今年の最大ニュースは“天皇陛下の生前退位”と思えます。

有識者会議は、法整備のあり方として「恒久制度化」は困難として、一代限りの「特例法」で対応する方向にまとまるのではないかと発表した。1月に整理され公表される。

- *一致した点
 - ・皇位の安定的継承ができれば、退位(讓位)を認める。
 - ・退位の制度化は困難。将来を見越した退位の要件も整備困難。
 - ・円滑な皇位継承には、次の世代の準備ができてることが重要。
 - ・国民の多くが退位を支持した世論調査の結果は、大きな判断材料。

- *討議内容
 - ・将来、次世代との年齢差、政治・経済状況、国民の意思などが変わり得る。【2面へ】

【名前後の○数字は写真の番号】

【1面から】 天皇の進退は、時代、時代で考えるのが望ましい。

- ・時代によって、皇室を取り巻く状況は異なり、将来まで見越して退位の条件を定めるのは無理がある。
- ・退位を制度化した場合、恣意的な退位や強制的な退位が可能となり、象徴天皇と政治のあり方を動揺させる。
- ・国民から見た天皇の視点も重要で、世論調査の結果は大きな判断材料だ。よって、退位の方向性を共有。

* 問題点

- ・世論調査では制度化を求める声が多い、国民の理解が必要。
- ・特例法だけで退位を認めるか。
- ・退位した天皇の役割をどうするか。
- ・天皇の退位と憲法の関連性

◎内閣法制局

「皇室典範の特例を定める別法も、憲法第2条の皇室典範に含みうる。」

◇生前退位賛成の意見：16人中9人

- ・憲法は退位制度の創設を禁止してはいない。
- ・慎重に事を運べば違憲性は回避できる。
- ・天皇陛下の問題提起を受けて、内閣や国会が改めて退位の可能性を論じて、直接憲法に抵触することはない。
- ・退位の意味表明は遅く判断なので、国政を左右するという問題とは相当違う。
- ・天皇が退位を意思を表明する手続きを法律で定めれば、天皇が意思表明しても手続き上の行為に過ぎず、国政への関与とは言えない。
- ・お言葉が契機であれ、国民と国民の負託を受けた国会、内閣が判断して法整備するのであれば、憲法に抵触しない。
- ・ロイヤルファミリーとした私的な側面もあり、お言葉が直ちに憲法違反にはならない。
- ・天皇の真の負担は国事行為であり、象徴的行為を含む公的行為は、天皇が可能な範囲で行うに過ぎず負担と考える必要はない。

◇生前退位反対の意見：16人中7人

- ・憲法と皇室典範は生前の退位を認めていない。
- ・世論の同情に乗じて、「お言葉」を特例法で対応すれば、憲法違反にかなり近い。
- ・特例法での退位容認は、天皇の意向との関係で憲法に抵触する可能性がある。
- ・天皇の意思で退位を認めると、即位拒否、短期間での退位が容認される。皇位継承者が限定されている中、安定性を揺るがし、皇室の存立が危ない。
- ・天皇の政治的関与が禁じられているので天皇の意思を理由に典範改正や特措法で退位を認めると、憲法上の瑕疵が生じる。典範の摂政設置までの事態でなく、「国事行為の臨時代行に関する法律」で対応が可能。
- ・過去の弊害に鑑み皇位継承を崩御に限った原則の意義は大きい。(歴史上の対立、院政の弊害、退位の強制、恣意的な退位)の要件から皇室典範が制定された。

天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議がヒアリングした専門家の意見(詳細は資料参照)。

- ・天皇の役割と公務
- ・天皇の負担軽減(摂政・委任)
- ・天皇の退位、二重性の懸念
- ・天皇の退位の制度化



ニコニコ BOX

佐久間 英昭 親睦活動委員長④

本間克明会員 娘の入籍 5,000円
高橋義詔会員 無断欠席 2,000円

2016-17年度 合計265,400円

☆閉会点鐘：黒坂 貴行 会長
☆今月会報担当：棚橋 忠 会員

2016-17_23rd-03

出席報告	例会日	会員数	出席計算 会員数	出席者数	メイク アップ	出席率	無断欠席
竹内 徳治 出席委員長⑤	12月22日	38	33	22		66.7%	
	12月28日	38	33	22		66.7%	

編集・発行：メディア委員会			
委員長：須藤順一	副委員長：高井一博		
委員：東海林勉	山田莊一	棚橋 忠	
本吉春雄	吉川 紘	乾 淳	

2016-2017年度 国際ロータリー
会長：ジョン F・ジャーム
第2500地区ガバナー 駒形曙美(北見RC)
第4分区ガバナー補佐 飯田弘明(紋別RC)



遠軽ロータリークラブ www.engaru-rc.com

会長：黒坂貴行 副会長：中川満之
会長エレクト：成田弘明 幹事：遠藤利秀
会計：島田光隆 SAA：日野邦彦
直前会長：木村一則 事務局員：高野郁子
◇1959年9月12日創立/1959年11月7日認証

【事務局】〒099-0415 北海道紋別郡遠軽町岩見通南2丁目 遠軽商工会議所内
Tel 0158-42-5201 Fax 42-5134 E-mail: info@engaru-rc.com
【例会場/日】北海道紋別郡遠軽町大通北1丁目 ホテルサンシャイン Tel 0158-42-1151 毎週木曜日12:30～13:30 *第3木曜日は夜間例会 18:00～(19:00)

